

資料 1 - 2

玉村町地域公共交通会議協議運賃専門部会規約（案）

令和 5 年 1 1 月 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規約は、玉村町地域公共交通会議設置要綱第 1 2 条第 3 項に基づき、玉村町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の協議運賃専門部会（以下「本部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 本部会は、協議運賃に関する事項について、専門的な協議を所掌する。

（組織等）

第 3 条 本部会は、道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、交通会議の会長が指名する者で構成する。

（座長）

第 4 条 本部会に座長を置く。

- 2 座長は、交通会議の会長が指名する。
- 3 座長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

（会議）

第 5 条 本部会の会議は、当該部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 本部会の決議の方法は、会議出席当該部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 当該部会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ座長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該部会員の出席とみなす。
- 4 座長が特に必要と認めた場合、会議を省略して書面による賛否を求め、過半数の賛成をもって、会議の議決に代えることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第 6 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。

附則

この規約は、令和 5 年 1 1 月 日から施行する。